

居宅介護支援事業所うたき 運営規程

事業者名	医療法人社団 友夢会																																
事業所名	居宅介護支援事業所うたき (事業所番号1711411361)																																
所在地	〒929-0345 津幡町太田は169番地	電話番号	076-289-1166																														
事業所種類	居宅介護支援事業所																																
管理者	沖田 ひろ美	施設長	中木 哲也																														
事業の目的	事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。																																
運営方針	<p>午前8時～午後5時利用者様の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることがないように公正、中立にマネジメントを行います。</p> <p>また、6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスが正当な理由なく、特定の事業所に集中せず調整を図るとともにサービスの質の向上を図ります。</p>																																
従業者の職種、員数及び職務内容	・ 管理者 兼 主任介護支援専門員 1名																																
営業日	月曜日 ～ 金曜日 * 祝日は通常通り営業致します																																
営業時間	午前8時 ～ 午後5時																																
通常の事業の実施地域	津幡町全域、金沢市北部、内灘町、かほく市南部																																
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の相談を受ける場所事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所の訪問 ・ 課題分析票作成 ・ 居宅サービス計画書作成 ・ サービス担当者会議開催 ・ 介護支援専門員の居宅訪問頻度月1回以上 ・ モニタリングの結果記録作成 ・ 介護認定更新手続きなど代行申請 ・ 必要時、入居施設紹介や入院についての相談 																																
利用料	<p>【居宅介護支援費】</p> <p>・ 居宅介護支援費 I (1月につき)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">要介護 1、2</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">10,860円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護 3、4、5</td> <td style="text-align: right;">14,110円</td> </tr> </table> <p>【加算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">・ 初回加算</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">300円/月</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>・ 入院時情報連携加算(Ⅰ)</td> <td style="text-align: right;">250円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 入院時情報連携加算(Ⅱ)</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 退院・退所加算(Ⅰ)イ</td> <td style="text-align: right;">450円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ</td> <td style="text-align: right;">600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 通院時情報連携加算</td> <td style="text-align: right;">50円/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 緊急時等居宅カンファレンス加算</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ターミナルケアマネジメント加算</td> <td style="text-align: right;">400円(1月)</td> <td></td> </tr> </table>				要介護 1、2	10,860円		要介護 3、4、5	14,110円	・ 初回加算	300円/月		・ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	250円		・ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	200円		・ 退院・退所加算(Ⅰ)イ	450円		・ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600円		・ 通院時情報連携加算	50円/月		・ 緊急時等居宅カンファレンス加算	200円		・ ターミナルケアマネジメント加算	400円(1月)	
	要介護 1、2	10,860円																															
	要介護 3、4、5	14,110円																															
・ 初回加算	300円/月																																
・ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	250円																																
・ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	200円																																
・ 退院・退所加算(Ⅰ)イ	450円																																
・ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600円																																
・ 通院時情報連携加算	50円/月																																
・ 緊急時等居宅カンファレンス加算	200円																																
・ ターミナルケアマネジメント加算	400円(1月)																																
サービス利用に当たっての留意事項	居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当施設内の研修への参加を確保し業務態勢を整備する。																																
プライバシー保護	<ol style="list-style-type: none"> 1. サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を漏らすことないよう措置を講じています。 2. 他事業所への利用者情報を提供する場合は、あらかじめ文章で利用者及び家族に承諾を得ます。 																																
事故発生時の対応	サービス提供中に利用者の病状の急変があった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先、居宅支援事業者などの関係機関に連絡します。																																
非常災害、感染症対策	防火管理者は、消防計画および風水害、地震等の災害に対処するための事業継続計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上、避難救出やその他必要な訓練を行います。当該事業継続計画に従い、感染症の発生又はまん延を防止しないよう措置を講じます。																																
虐待の防止のための措置に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待を防止するための研修を実施。 2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を講じます。 3. サービス提供中に当該事業所従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに保険者に通報措置を講じます。 																																
ハラスメント対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。 2. 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷の迷惑更衣、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します 																																
居宅サービス計画の作成等をテレワークで行うことがある場合	書類作成等の事業作業について適切なアセスメントやモニタリングが行われた上で実施する場合があります。																																
損害賠償	事業者の帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償いたします。																																
苦情相談窓口	担当者 沖田 ひろ美 電話番号:076-289-1166																																